

高田松原海水浴場出店募集要項

1 目的

一昨年、震災以来休止していた高田松原海水浴場が11年ぶりに再開しました。昨年は、台風等の天候不順のほか、岩手県緊急事態宣言による開設中止などがあり、来場者数が伸び悩みましたが、令和5年度は、昨年以上の来場者を見込んでおります。陸前高田市内外から訪れる海水浴客に高田松原での楽しい時間を過ごしていただくため、飲食等を提供する出店者を募集するものです。

2 主催

一般社団法人陸前高田市観光物産協会

3 開設期間（予定）

令和5年7月15日（土）から8月20日（日） 午前9時から午後4時

※ 天候等により開設期間中でも閉鎖する場合があります。

4 出店場所

出店場所は下図のとおりとする。ただし、各出店事業者の詳しい位置については、主催者が決めるものとする。



5 営業時間

営業時間 : 9:00～16:00 ※海水浴場開設時間

搬入時間 : 8:00～8:55

搬出時間 : 16:15～17:00

※ 海水浴場開設時間内は、車両での進入は出来ません。仕入れ先や従事者への連絡を徹底してください。

6 募集内容

(1) 出店資格

以下の全ての条件を満たすこと。

- ア 陸前高田市内で事業を営む事業者（法人又は個人）又は代表者が陸前高田市に居住する者であること。
- イ 食品販売の場合は、陸前高田市で営業可能な営業許可証を有していること。また、営業開始日の前日までに取得見込みであること。
- ウ 出店者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員をいう。）でないこと。また、それに該当する者を雇わないこと。なお、出店開始後においても代表者及び従事者が暴力団員とならないこと。
- エ 開設期間中は、ビーチクリーン活動に積極的に参加すること。
- オ 出店募集要項に定める条件を満たし、各規定並びに誓約書を遵守すること。
- カ 開設期間終了後、8月31日までに必ず現状回復すること。

(2) 提供品目

出店することができる品目は、次の要件を満たすものとする。

- ア 事業者が自己又は自己の責任において生産又は販売する品目であること。
- イ 各種法令、条例等に違反しない品目であること。
- ウ 危険、汚染、破損、腐敗及び悪臭発生の恐れのない品目であること。
- ※ 出店不可品目例：生き物（昆虫、動物）、違法コピー商品（偽ブランド品等）、危険物（石油・ガス、模造刀、モデルガン等）、抽選くじ 等

(3) 出店数

5店舗程度

(4) 出店の制限

選考により出店をお断りする場合があります。

また、選考にあたっては、次の条件を満たす事業者を優先的に採用する。

- ア 陸前高田市の食材を活かした飲食を提供する事業者
- イ 過去に主催者や市が主催するイベントへの出店実績がある事業者

(5) 出店の許可

保健所発行の「営業許可証等の写し」を提出後、出店許可証を発行する。

(6) 保健所等の許認可

保健所等において、出店する業種に必要な許認可を取得するとともに、営業開始日の前日までに、許認可証の写しを主催者へ提出すること。また、許認可に係る費用は全て出店者の負担とする。なお、許認可証の写しの提出がない場合は、出店の申し込みを取り下げたものと見なすので、注意をすること。

※ 既に臨時営業許可を取得している場合であっても、申請時の計画に海水浴場での出店が無い場合は、必ず保健所において計画変更申請を行ってください。

(7) 火気使用について

事前に消防署に申請し、使用期限内の消火器具を備えること。

（器具、ガス、炭等は各自用意すること）

※発電機の燃料やガス等の可燃性の燃料等を使用の場合は十分な管理のもと各自の責任を

持って使用する事。(当日消防の立ち入り検査があるので、消火器は各自持参すること)

(8) 売り上げの報告

全営業期間の終了後、主催者へ売上金の報告を行うこと。

(9) 新型コロナウイルス感染防止対策

出店者は、下記のとおり新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。

ア 消毒液を設けて、利用者に手指消毒を徹底させる。

イ 複数の利用者が触れる場所(テーブル、椅子等)は、こまめに消毒すること。

ウ うきわ、パラソル等を貸し出す場合は、貸し出し前後には必ず消毒を実施すること。

エ ゴミは直接触れず、しっかり縛って封をして処理すること。

オ 出勤時に従業員の体温を計測し、発熱や風邪の症状がみられる場合は、勤務に従事させないこと。

カ 現金は直接受け取らず、コイントレイなどを使用すること。

キ 従業員のマスク、フェースシールドなどの个人防护具の着用、手洗い、手指消毒を徹底すること。

7 出店詳細条件について

(1) テント、テーブル、その他必要な機材、消耗品等は出店者で準備すること。

(2) 設営、器具等の搬入、設置から調理、販売、撤収まで出店者が行うこと。

(3) 調理等に使用する水、電源は出店者で用意すること。

(4) 火気を取り扱う場合、消火器を設置すること。

(5) 出店位置については、主催者の指示に従うこと。

(6) 出店者は、期間終了後に現状回復を行うこと。

(7) 定められた時間以外は、海水浴場への車両の乗り入れは禁止します。

※ 駐車許可証を発行しますので、必ず駐車場に停めてください。

8 出店料

無料

※ やむを得ない事象の影響で海水浴場の開設が中止又は期間が短縮等になった場合においても、経費の保証はしません。

9 申し込み方法

出店申込書兼出店計画書に必要事項を記入のうえ、次のとおり必要書類を添えて主催者へ提出すること。

(1) 受付日時

令和5年6月29日(木)午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出書類

ア 出店申込書兼出店計画書(提出書類1)

イ 本人確認書(提出書類2)

ウ 誓約書(提出書類3)

エ 営業許可証等の写し

(工作物を設置する場合)

オ 平面図、側面図、その他工作物の材質、色彩などが分かる資料

※ 工作物を設置する場合、文化財保護法及び自然公園法の各種許可が必要となり、工作物の仕様によっては許可がおりない場合があります。

10 その他

- (1) 出店者は、高田松原海水浴場出店募集要項を遵守することとし、これに反する行為が認められた場合、出店を取り消すこととする。また、出店取り消しの場合、これにより発生した損害等について、一切賠償しないものとする。
- (2) 人身、物損、盗難等の事故に関して、主催者及び高田松原海水浴場管理者の陸前高田市は一切の責任を負わないこととする。
- (3) 出店及び食品販売行為に関して発生したトラブルに対しては、販売後も含めて出店者にて対応することとする。
- (4) 出店にあたる提出書類には、虚偽の内容を記入しないこと。また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに主催者に報告すること。
- (5) 自己が利用する露店は、自己管理とし、又貸し等は行わないこと。
- (6) 周囲の出店者や来場者の迷惑となる行為は行わないこと。
- (7) 出店時には、店舗名を掲示すること。
- (8) 食品等の販売は、食品衛生法の規約を守り、保健所の許可等が必要な業種は各自取得し、食中毒が発生しないよう十分に配慮すること。
- (9) 家庭用品品質表示法、食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法等に定められた表示方法、内容を遵守すること。
- (10) 各種営業許可証は来場者に見える位置に掲示すること。
- (11) 出店時に出的ゴミ、容器等については、責任をもって持ち帰ること。また、会場は海域に隣接しているため、生ゴミや油等は絶対に流出させないこと。
- (12) 主催者及び陸前高田市からの指示、指導に従うこと。
- (13) やむを得ない事情がある場合、募集要項の内容を変更する場合がある。

11 個人情報について

提出書類記載の内容については、高田松原海水浴場管理者の陸前高田市と情報を共有するものとし、個人情報保護法並びに関連法令に基づき、高田松原海水浴場への出店に必要な業務以外の目的には使用しない。

12 問い合わせ先

一般社団法人陸前高田市観光物産協会

〒029-2205

岩手県陸前高田市高田町字並杉300-2 まちの縁側

TEL : 0192-54-5011

FAX : 0192-54-5013